

# 申請手数料 R3. 4. 1から

## ●建築物

		確認申請		中間検査申請	完了検査申請	
		構造計算書なし	構造計算書あり		中間あり	中間なし
$A \leq 30$	$m^2$	10,000	16,000	13,000	12,000	14,000
$30 < A \leq 100$	$m^2$	15,000	25,000	16,000	16,000	17,000
$100 < A \leq 200$	$m^2$	21,000	37,000	21,000	21,000	23,000
$200 < A \leq 500$	$m^2$	27,000	55,000	31,000	31,000	34,000
$500 < A \leq 1,000$	$m^2$	92,000		51,000	48,000	54,000
$1,000 < A \leq 2,000$	$m^2$	120,000		69,000	69,000	75,000
$2,000 < A \leq 5,000$	$m^2$	230,000		110,000	120,000	130,000
$5,000 < A \leq 10,000$	$m^2$	270,000		160,000	160,000	170,000
$10,000 < A \leq 50,000$	$m^2$	410,000		250,000	230,000	240,000
$50,000 < A$	$m^2$	660,000		510,000	440,000	450,000

備考 A(床面積の合計)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物又は計画の通知に係る建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物又は計画の通知に係る建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

## ●建築物省エネ法適合義務対象建築物 ※建築基準法上の完了検査手数料に上乗せする額

		完了検査申請 (工場、倉庫等以外)		完了検査申請 (工場、倉庫等)	
		中間なし	中間あり	中間なし	中間あり
$300 \leq A \leq 1,000$	$m^2$	+60,000		+17,000	
$1,000 < A \leq 2,000$	$m^2$	+78,000		+22,000	
$2,000 < A \leq 5,000$	$m^2$	+125,000		+52,000	
$5,000 < A \leq 10,000$	$m^2$	+162,000		+77,000	
$10,000 < A \leq 25,000$	$m^2$	+194,000		+95,000	
$25,000 < A \leq 50,000$	$m^2$	+227,000		+117,000	
$50,000 < A$	$m^2$	+294,000		+161,000	

備考 A(床面積の合計(建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物部分))は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 新築する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該新築に係る部分の床面積
- (2) 増改築する場合は、既存部分と増改築部分に係る部分の合計の床面積  
ただし、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書きの規定するエネルギー消費性能と認める方法により、適切に評価できる方法計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。
- (3) 住宅を含む複合建築物を新築または増改築する場合は、非住宅部分に係る部分の床面積